

令和5年度第2回石川県国民健康保険運営協議会（書面開催）結果概要

【 期 間 】

令和6年2月20日（火）～3月1日（金）

【 議 題 】

- （1）石川県国民健康保険運営方針の改定について・・・・・・・・資料1-1～1-4
- （2）石川県国民健康保険運営方針に基づく取組状況について・・・・・・・・資料2
- （3）令和6年度国民健康保険事業費納付金等の算定結果について・・・・資料3、4
- （4）令和6年度石川県国民健康保険運営協議会スケジュールについて・・・・資料5

【各委員からの意見概要】

（亀田委員）

- 資料1の第3章では国の考え方として、保険料水準の「完全統一」を目指す、また、資料2の第3章では県が取組状況として、保険料水準の「将来的な統一を目指す」とありますが、説明が必要かと思えます。
例えば、資料2の第3章の下部空白に、厚生労働省の保険料水準統一加速化プランの内容にある、保険料水準の意義定義を要約して付記してはどうでしょうか。

（事務局）

- ご意見を踏まえ、資料2（現運営方針に基づく取組状況）第3章（保険料水準のあり方）において、国が示す統一の意義を付記いたします。

（亀田委員）

- 資料2の第6章3の今後の取組方針では、国が示す新たな数値目標の達成に向けとありますが、第6章の直近データでは、引き続き、使用割合が目標値を上回るようになっていきます。〇と3を同じようにしたほうがいいかと思われま。

（事務局）

- 「〇直近のデータ」と「③後発医薬品の使用促進」それぞれの目標の主旨は、異なるものであります。
前者は、政府が骨太方針 2021 において示した「数量シェアを 2023 年度末までに 80%以上とする」という現在の政府目標の達成を引き続き維持することを意図していません。

後者は、数量ベースの使用割合が 2023 年度末に 80%に達していることを前提に、2024 年度に政府が示すこととしている新たな数値目標「金額ベース」の達成に向けて、今後取り組んでいくことを意図しております。

(亀田委員)

- 保険料の伸び率を指標としていますが、保険料の世帯収入に対する割合の変化が気になります。

今後はさらに高額薬剤の保険適用が認められるなど治療の進歩により、保険料の伸びが世帯の家計を圧迫する事のないように、国からのさらなる公費の拡充、また、支出を減らすために給付金の更なる適正化の検討を求めます。

(事務局)

- (次期運営方針案にある一人当たり所得・一人当たり保険料のデータを基に) 所得に占める保険料の割合を見ると、R3 は本県は約 15%と全国平均をやや上回りますが、その H29 から R3 の推移を見ると、本県は▲(減少)約 0.7 ポイントとなっております(全国平均は増加)。

国保には、被用者保険と比べて年齢構成が高く医療費水準が高いといった構造的な課題があることから、制度間の負担不均衡を財政調整する仕組みはありますが、更なる財政支援の強化については、引き続き国に要望してまいります。

保険給付の適正化については、レセプト点検や医療費適正化に向けた市町等の各種取組を一層支援してまいります。

(牧本委員)

- 財政安定化の中で保険料の収入不足が生じた場合の対応、今回の令和6年能登半島地震が特別な事情が発生した場合に相当すると思われるが、その影響や見通しに関して判り次第わかる範囲でご教示いただきたい。

(事務局)

- 令和6年能登半島地震は、特別な事情が発生した場合に相当するものと考えており、発災後、県内すべての市町(国保)に対し、県財政安定化基金の貸付・交付の必要性について照会したところです。

(結果として、貸付・交付を要する市町はございませんでした。)

なお、国においては、住宅全半壊等の被災をされた国保被保険者に係る保険料(税)の減免を行った市町に対して、特別調整交付金により財政支援が行われることとされております。

災害救助法が適用された全市町に対し、令和6年度までの期間において、減免額の10/10が支援される予定です。

(赤澤委員)

- 資料1－2左側下部

第6章 医療費の適正化の取組

2 医療費適正化に向けた取組

(4) 適正服薬の推進

.....が問題になっていることから、県では、県薬剤師会と協力し、重複・多剤服薬者に対して訪問指導等を行う市町の取組を支援することにより、適正な服薬の推進を図る。

とありますが、具体的にはどのような支援なのか、想定されている具体的な支援策を記載いただきたいと思います。

(事務局)

- 適正服薬の推進について、県が現在実施している具体的な支援の例としては、次の二つがございます。

①重複・多剤服薬者を対象とした啓発資材の作成

→被保険者への理解を促すためにリーフレットやポスターを作成し、市町に配布

②市町保健師による保健指導を、地域の薬剤師が支援する体制の運用

→県薬剤師会協力のもと、重複・多剤投与者への保健指導や訪問指導について、薬剤師により

- 訪問指導・服薬情報通知対象者ピックアップの際の助言
- 保健指導での困りごと相談への助言
- 訪問指導に同行

本事項は、あくまで県は市町の取組へのバックアップを行う立場であることや、県の運営方針における他の章・事項における書きぶりとの平仄等を踏まえまして、運営方針(案)のとおりとさせていただきます。

なお、市町に対しては、市町の保健指導担当者と県内薬剤師が参加する事例検討会を開催し、事例の横展開や、市町と薬剤師の連携強化を図っており、今後も実施してまいります。

【 答 申 】

令和5年度第1回石川県国民健康保険運営協議会において諮問された事項については、石川県国民健康保険運営方針(案)のとおり、答申することを決定。

(委員、全会一致)